

新居浜市立小中学校タブレット端末等整備業務 プロポーザル実施要領

新居浜市教育委員会

1 目的

令和2年度から実施される新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」に位置付けられ、今後の学習活動においては、ICT機器の整備、積極的な活用が求められている。

また、今後、Society 5.0の時代を生きる多様な子ども達を誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するために、国が進めようとしているGIGAスクール構想では1人1台のタブレット端末の整備が必要とされている。

それに加え、疫病感染対策や災害等の非常時における子ども達の学びの保障のための一つの手段としても、文部科学省では1人1台のタブレット端末整備の早期実現を推進しており、このような国の整備方針に沿って、本市の教育環境に適したタブレット端末等の整備及び保守業務等を含んだ機器のリースを目的としたプロポーザルを実施する。

2 各種事項

(1) 業務名

新居浜市立小中学校タブレット端末等整備業務

(2) 契約期間及び履行期間（リース期間）

契約期間 契約締結日から令和7年10月31日まで

履行期間 令和2年11月1日から令和7年10月31日まで（60か月）

(3) 業務内容

タブレット端末（指定ソフトウェア等含む）及び周辺機器（以下「タブレット端末等」という。）のリース、一部LTE通信の提供、保守業務及びヘルプデスクの設置費用等を一括したリース契約とする。※詳細は仕様書を参照のこと。

(4) 審査方法

本プロポーザルは、公募型として書類審査とプレゼンテーション等による選定とする。提案者が1者のみの場合も、所定の審査の上、選定を行うものとする。

ア 一次審査（書類審査）

提出書類により、新居浜市立小中学校教育ICT環境整備選定委員会（以下「選定委員会」という。）が書類審査を行う。要求する水準以上の上位3者程度を二次審査の対象として選定する。

イ 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）

一次審査を通過した提案者により、別途定める評価基準によりプレゼンテーション（30分）及びヒアリング（15分）を行う。選定委員会の評価した得点が高い提案者を新居浜市立小中学校タブレット端末等整備業務の契約候補者に選定する。なお、審査に係る内容は非公開とする。

(ア) 実施日時

令和2年7月1日（水）11時から17時までの間

(イ) 実施場所

新居浜市役所3階応接会議室（ただし、場所は都合により変更になる場合がある。）

(5) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。なお、審査結果に関する問合せは受け付けない。

3 業務に要する費用（事業費限度額）

- (1) 総事業費提案上限額は、929,609,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、GIGAスクール分については1台当たり45,000円をあらかじめ差し引いた後の金額とする。各年度の事業費は次の内訳のとおりとする。

(内訳)

	市費整備分	GIGA スクール分	合計	
令和2年度	98,962,000	35,889,000	134,851,000	5か月分
令和3年度	87,268,000	86,134,000	173,402,000	
令和4年度	87,268,000	86,134,000	173,402,000	
令和5年度	87,268,000	86,134,000	173,402,000	
令和6年度	87,268,000	86,134,000	173,402,000	
令和7年度	50,906,000	50,244,000	101,150,000	7か月分
		合計	929,609,000	

ア 消費税及び地方消費税は、各年度とも10%で計算すること。

イ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

- (2) 支払方法は、月額払いを原則とし、最終決定は業務受託者と協議の上、決定する。

- (3) 準備期間のリース費用は発生しないものとし、全ての学校で受領、検収が完了した翌月1日からリース費用が発生するものとする。

4 提出書類

事業者の状況や本事業への取組体制・管理運用能力等を審査するため、次の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 提出書類の種類・必要部数

提出書類は、次のとおりとする。なお、事業費の上限を超えない額の提案とし、積算根拠を明確にすること。

ア 参加表明書 正本1部、副本8部

(ア) 単独の事業者の場合

参加表明書（様式第1号）

(イ) 共同企業体の場合

a 参加表明書（様式第1-1号）

b 共同企業体協定書兼委任状（様式第1-2号）

イ 会社概要書（様式第2号） 正本1部、副本8部

ウ 業務実績調書（様式第3号） 正本1部、副本8部

エ 見積書（様式第4号） 正本1部、副本8部

オ 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本8部

- (2) 書式

ア 提出書類は原則、A4判で作成し、指定の様式を用いること。ただし、A3判の折込みは可とする。

イ 企画提案書についてはタテ、ヨコは問わないが、一方に統一すること。また、20枚程度と

する。

ウ 専門用語はできるだけ使わず、要点を簡潔にまとめること。

エ 表紙及び目次を付けること。

オ 提出書類は原則、日本語を用いることとするが、やむを得ず外国語も用いる場合は日本語で注釈を付記すること。

(3) 関係書類の配付方法

公告日以降、新居浜市のホームページ上の学校教育課のページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、学校教育課にて配付する。

(4) 提出書類の構成

業務実績調書、見積書及び企画提案書には、次の事項を記載することとする。

ア 業務実績調書

小中学校（私立含む）、自治体又は企業向けタブレット端末等導入に関する事業等のうち、過去5年間（平成27年度から令和元年度までの間）に契約を締結または現在も運用されている実績について記載すること。主に次の項目について記載すること。

(ア) 請負件数及び単一事業での最大規模

(イ) これまでの実績で特に業績が顕著な事業

(ウ) その他補足事項

イ 見積書

(ア) GIGAスクール対象分とそれ以外の内訳

(イ) GIGAスクール対象分の補助対象部分とそれ以外（通信費、オプション機器等）の内訳

(ウ) 初年度導入に係る経費と毎年かかる経費の内訳

ウ 企画提案書

(ア) 取組体制

a 機器の調達、搬入に関する体制

b 学校及び教育委員会との連携体制について

(イ) 事業内容

a 機器の調達から運用までのスケジュール

b 導入後、機器やシステムにトラブルが発生した場合の対応（故障時・緊急時の対応、ヘルプデスク等）

c タブレット端末利用者のアカウント管理の考え方と制限方法

d タブレット端末の利用状況の統計の取り方と内容

e クラウドストレージの運用方法（一人当たりの容量等）

f ソフトウェアの管理方法（アプリの購入・導入・制限方法等）

g ソフトウェア・OSのアップデートの運用管理

(ウ) 通信（通信環境・セキュリティ）

a 通信速度、通信量とその設定根拠

b 通信エリア（学校毎の状況）

c 通信障害発生時の対応策及び体制

d 外部脅威（不正アクセスやウイルス等）への対策

e 有害サイトの制限等の不正利用対策

f 利用者の私的利用（SNS投稿等）の制限方法

(エ) 物品（物品の仕様・導入台数）

a タブレット端末仕様（形状、重量、特徴）及び内部ストレージ容量

- b MDM等の管理ソフト（提案製品の特徴等）
- c タブレット端末等の台数
- (オ) 業務の品質を高める創意工夫
 - a 付加価値提案
 - b 独自性

5 質疑応答

- (1) 問合せ方法 電子メールでの受付に限る。要点を簡潔にまとめたものであること。
- (2) 送信先 gakkou@city.niihama.lg.jp
- (3) 件名 件名は「【問合せ】タブレット端末等整備業務について(提案者名)」とすること。
- (4) 回答方法 質疑に対する回答は、2営業日以内に担当者からメールにて返信・回答するとともに、本市ホームページ内の学校教育課ページに掲載する。2営業日以内に返信・回答がない場合は電話にて確認を行うこと。なお、本プロポーザルの実施において、公平性が保てないと判断される質疑については、回答しない場合がある。
また、質疑に対する回答は、本プロポーザルの実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

6 契約候補者の選定

本プロポーザルは、次の評価項目に基づき審査する。各評価項目の評価指標については別途定める。

評価項目	配点
1 業務実績報告書（業務実績）	100点
2 見積書（見積額が上限額の範囲内）	100点
3 企画提案書（取組体制）	200点
4 企画提案書（事業内容）	200点
5 企画提案書（通信）	100点
6 企画提案書（物品）	100点
7 企画提案書（業務の品質を高める創意工夫）	200点
合計	1000点

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独の事業者又は特定業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）のいずれかとし、共同企業体による提案の場合には、代表者をもって、本プロポーザルに参加することとする。

参加者は令和元・2年度新居浜市入札参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、以下の要件を全て満たすものであることとする。なお、共同企業体での参加の場合は、(1)及び(2)は全ての構成員が、(3)については構成員のいずれかが満たす者であることとする。

- (1) 公募型プロポーザル参加表明書提出期限の日現在において、新居浜市入札（見積）参加資格登録業者に登録しており、かつ、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱（平成19年制定）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の要件に該当

しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められること。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(3) 過去5年間（平成27年度から令和元年度までの間）において、元請として小中学校（私立含む）若しくは自治体及び企業でのタブレット導入に関する事業又は類似する事業に実績があること。

8 失格事項

本プロポーザルにおいて、提案者又は提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限までに提案書等が提出されなかった場合
- (4) 提案価格が事業費の上限額を超えている場合
- (5) 選定結果に影響するような信義に反する行為、不誠実な行為があった場合

9 契約事項

- (1) 選定委員会の評価した得点が最も高い提案者（事業者）を契約候補者とし、契約に係る協議を行う。
- (2) 評価した得点が最も高い場合でも、見積金額が提案上限額を超えている場合、または評価の総合得点が600点に満たないときは、契約候補者とししない。
- (3) 契約候補者が契約を締結しない場合、又は協議が整わなかった場合はその特定を取り消し、次点となった事業者を契約候補者とし、契約内容について協議を行い、契約を締結する。
- (4) 契約保証金は徴収しない。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加のために係る関連経費については、提案者の負担とする。

- (2) 取得した情報の無断での利用、複写及び使用を禁ずる。
- (3) 提出された提案書は返却しない。
- (4) 提出期限以降の書類等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 二次審査のプレゼンテーションで使用する大型提示装置は新居浜市が用意する。パソコン機器等を使用して提案する場合は、提案者が持参すること。特別な機器を用いる場合、事前に申し出ることとし、その他使用環境で疑問がある場合は、事前に確認すること。
- (6) 本件に関する疑義事項は事務局である新居浜市教育委員会学校教育課に確認すること。
- (7) 選定に係る資料は、全て非公開とする。

1 1 スケジュール

- (1) 公告日 令和2年6月5日(金)
- (2) 提案書提出期間 令和2年6月5日(金)から令和2年6月22日(月)まで
- (3) 質疑応答期間 令和2年6月5日(金)から令和2年6月17日(水)まで
- (4) 一次審査(書類) 提案書提出後から令和2年6月25日(木)まで
- (5) 一次審査結果送付日 令和2年6月26日(金)
- (6) 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング) 令和2年7月1日(水)
- (7) 審査結果通知 令和2年7月6日(月)

1 2 事業担当課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市教育委員会事務局 学校教育課 管理係(担当:神野)
電話 0897-65-1301(学校教育課直通)
FAX 0897-65-1306(教育委員会共通)
電子メール gakkou@city.niihama.lg.jp